

益城町子ども・子育て会議（令和7年8月6日開催）資料

1. 概要

国が推進する「こども未来戦略」に基づき、益城町におきましても、すべての子育て家庭への支援を強化するため、益城町こども計画の中に乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」の導入をうたっており、令和7年度中に実施意向調査を開始し、町内保育施設との調整を行い、令和8年4月からの本格実施を目指しています。「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労状況に関わらず、全ての子どもたちが質の高い保育を受けられるよう、既存の保育施設等を活用し、一時的な預かりではなく、定期的な通園機会を提供する新たな制度です。これにより、子どもの健全な発達を支援するとともに、子育て中の保護者の負担軽減、孤立防止を図り、地域全体で子育てを支える環境を構築することを目指しています。

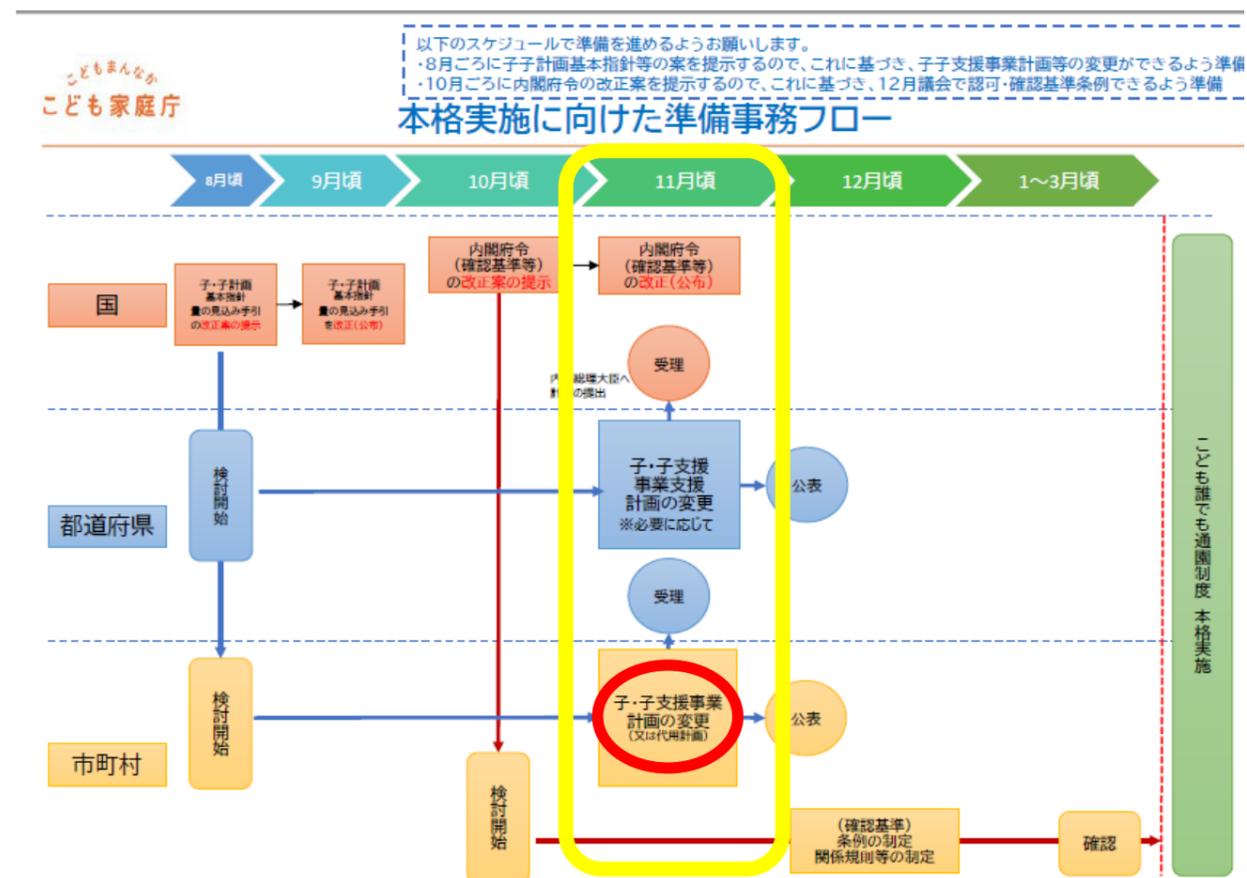
2. 益城町における進捗状況

益城町こども計画では国の算定方法に基づき、量の見込みとして、令和7年度実施箇所1か所、年間延べ利用者数20人を計画しています。

令和6年度に条例を制定し、令和7年7月下旬に、益城町内の認可保育施設20園へ実施意向調査を行い、現時点で2施設から実施の意向をいただいています。現在、国において制度の具体化が進められており、益城町でも、令和7年度末に試行的に事業を開始し、令和8年4月から本格実施を予定しています。

3. 国のスケジュールとこれに伴う町のスケジュール

右項フローのとおり、8月に国から本制度導入後の保育の必要量や予算を算出するための量の見込み改正案の提示がある予定です。こども計画策定時の算定方法と大きく変更になる場合はこども計画の量の見込みの修正が必要です。また、11月までには国に計画の変更を行う必要があります。このことにより、こども計画の修正や、実施施設の認可の際には、改めて皆様に審議いただく必要がございます。10月下旬又は、12月中旬にも審議をお願いすることになる可能性がございますので、ご協力をお願いします。



乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（R7予算）

【実施施設】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等
（※基準を満たしていれば施設類型は問わない）

【対象となるこども】 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用可能時間（補助基準）】 こども一人あたり「月10時間」を上限

【単価（補助基準）】

0歳児一人1時間あたり	1,300円
1歳児一人1時間あたり	1,100円
2歳児一人1時間あたり	900円

（※障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算有）

【利用料】 1時間あたり300円程度を標準に徴収可

【利用方法】 定期利用（園・曜日・時間固定）/柔軟利用
（※親子通園も可（長期間続く状態とならないよう留意））

【実施方法】 一般型（専用室/在園児合同）/余裕活用型（空き定員活用）

【職員配置・設備基準】 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準